

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

半田市長 久世 孝宏

## 半田市条例第二号

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年半田市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第一条中「個人番号の利用」の下に「及び法第十九条第十一号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第三条第一項第九号中「（平成二十年四月一日）」を削り、同項第十号中「（平成十八年四月一日）」を削る。

第三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「市長」の下に「又は教育委員会」を加え、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会は、次に掲げる事務を処理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十九条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、半田市が行う援助（以下「就学援助」という。）に関する事務

二 学校教育法施行令第二十二條の三に規定する障がいの程度に該当する児童生徒又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、半田市が行う援助（以下「特別支援教育就学奨励」という。）に関する事務

第三条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報の提供）

第四条 法第十九条第十一号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、次の表の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄

に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	イ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 <input type="checkbox"/> 就学援助に関する事務 ハ 特別支援教育就学奨励に関する事務	市長	住民票関係情報及び地方税関係情報のうち、児童生徒の保護者に係る情報

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

第二条 半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

四 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。  
第三条第三項中「法別表第二の事務欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」  
に、「同表の特定個人情報欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め  
る。

第三条第四項の表中

<p>八 生活保護法に準じて生活に困窮する外 国人に対して行う保護の決定及び実施、 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴 収に関する事務</p>	<p>法別表第二の二十六の項の第四欄に 掲げる特定個人情報に準ずる情報</p>
--	---

を

<p>八 生活保護法に準じて生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>イ 現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者（以下「要保護者」という。）又は当該要保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報</p> <p>ロ 要保護者又は当該要保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報</p> <p>ハ 要保護者に係る生活保護関係情報</p> <p>ニ 要保護者に係る国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十九号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による医療に関する保険給付の支給に関する情報</p> <p>ホ 要保護者に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>ヘ 要保護者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による給付金の支給に関する情報</p> <p>ト 要保護者に係る特別障がい者手当等の支給に関する情報</p> <p>チ 要保護者に係る児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特別給付の支給に関する情報</p> <p>リ 要保護者に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>又 要保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>ル 要保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報</p>
---	---

に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。